

令和6年度事業報告

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

I 概況

公益社団法人に移行し13年目を迎えた令和6年度は、新型コロナウイルス感染症拡大前の生活に戻つつある中、新しい働き方や生活様式が定着し、法人会活動を効率的、積極的に展開することができた。

事業の実施に当たっては、税知識の普及、納税意識の高揚など、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政基盤の維持強化を図るため、会員確保、相互交流の深化による一層の連携強化に注力し、地域の活性化にも配慮しつつ各種事業に取り組んだ。

主な事業活動のうち、公益関係では、新たにキャッシュレス納付の利用拡大を進めるための県下一斉推進プロジェクトに参加した。また、インボイス制度を始め、税に関する研修会・セミナー、税の広報活動、税の調査研究のための教材の配布、さらには、今後の望ましい税制改正のあり方をまとめた提言などの各種事業を実施した。

租税教育活動としては、小学校・高等学校・大学を訪問した租税教室の開催や税に関する絵はがきコンクールを実施した。絵はがきコンクールの優秀作品の表彰では、令和5年度から合同納税表彰式において表彰している。

また、豊富な一流講師陣によるインターネットセミナーを活用した自己研修などの機会を提供した。これらの活動の中では、公益性をより高めるため、会員のみならず一般住民にも呼びかけ、税に関する情報の分かりやすい説明や税関係冊子を配付した。

地域社会の経済社会環境の整備・改善を図るための事業としては、講演会・簿記講座などの研修会・実務講座の開催や地域の福祉問題などの改善を目指して未使用タオルの寄付を募り、社会福祉団体に寄贈した。また、国の財政健全化に貢献できるよう節電啓発活動の実施やジェネリック医薬品の使用促進のための推進ツールの配布、食品ロスの削減に向けた取組の検討を行った。

共益関係では、会員支援のための親睦・交流、福利厚生に資する事業として、通年で実施することとした会員増強運動による組織の強化、青年部会や女性部会、各地区会事業の充実、及び法人会会員の福利厚生に資する事業に取り組んだ。

各種事業活動においては、新型コロナウイルス感染症の影響も和らぎ、予定どおり実施することができた。特に、優良経理担当者を表彰する会員支援事業の実施や会員交流事業として親善ゴルフ大会、賀詞交歓会を開催し、部会員及び会員の相互交流、研鑽に寄与した。

管理関係では、地区会の統合などの事務局運営体制や実施事業の見直しにより、法人会事業の活動体制の維持向上に努めた。

Ⅱ 公益関係

1. 税を巡る諸環境の整備改善事業等

(1) 税に関する研修・セミナー事業

ア. 研修会・セミナー事業

税に関する研修・セミナーは、税制改正、税金に関する講演・研修会、決算期別説明会を実施し、開催状況は以下のとおりである。一般企業も参加した。

研修会・セミナー開催状況

テーマ	参加人数	実施回数	講師
定額減税のそこの知りたい・インボイス制度(適格請求書等保存方式)の出てきた課題と対応 (R6. 9. 6)	33名	1回	アトラス税理士法人 代表税理士 松崎孝史氏
税務行政のデジタル・トランスフォーメーション～税務行政の将来像2023～ (R6. 5. 8、R6. 5. 16)	17名 37名	2回	三条税務署長 葛綿直人氏
税務行政の将来像 (R6. 12. 4)	24名	1回	三条税務署長 曾我高志氏
関信局における取組み～ダイバーシティ&インクルージョン～ (R6. 12. 10)	20名	1回	三条税務署長 曾我高志氏
税金よもやま話 (R6. 5. 9・17)	10名 8名	2回	三条税務署担当官
年末調整研修会 (R6. 11. 25)	86名	2回	三条税務署担当官
決算期別説明会 (4・8・10・2月、3会場)	162名	12回	三条税務署担当官
合計	397名	21回	

イ. インターネットセミナーの提供

新しい研修会の形態として、会員は無料で視聴できるインターネットセミナーの提供を行い、様々なジャンルの豊富なセミナーや講演会をいつでも、どこでも都合の良い時に視聴できるようにした。

各種セミナーは、税務・経営・労務・健康・人材育成等、広範囲の内容で700タイトル以上のコンテンツを配信し、アクセス数及び利用者数は増加傾向にある。令和6年度の利用状況は、以下のとおりである。

令和6年度 月別利用状況

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
アクセス数	732	590	678	717	663	1,032	807	763	832	894	991	841	9,540
一般利用者数	11	6	4	4	8	3	3	3	6	3	15	7	73
会員利用者数	121	110	103	110	106	136	147	145	133	118	127	133	1,489

ウ. 税を考える週間記念講演会

新潟県税務団体協議会主催の税を考える週間記念講演会に参加した。

開催日 令和6年11月20日
 場所 クロスパルにいがた
 演題 我が国財政を巡る現状と課題
 講師 関東信越国税局長 岩佐理氏
 参加者 2名

(2) 租税教育活動

ア. 租税教室等の実施

当法人会も参画する租税教育推進協議会では、小学校32校で租税教室を開催し、三条税務署・新潟地域振興局・市町の税務担当者、三条法人会青年部会員、三条青色申告会役員、関東信越税理士会三条支部税理士が子供たちに税の使い道や意義について分かりやすく説明を行い、税について考える機会を提供した。教室終了後には、税の仕組みが分かるまんが冊子や蛍光ペンなどを贈呈した。

中学生に対しては、管内税務団体協議会として「税に関する作文」の募集を行い、応募者には記念品を贈呈した。

また、三条税務署や地元税理士会の協力を得て、次代を担う高校生に税の意義などを理解してもらうため、管内高校で租税教室を開催した。

大学生に対しては、新潟経営大学でも租税教室を開催し、講義用教科書を贈呈した。

① 大学生の租税教室

10月16日 新潟経営大学 17名

② 高校生の租税教室

11月7日 県立三条商業高等学校 119名

14日 創進学園高等学校 65名

25日 加茂暁星高等学校 140名

③ 中学生の租税教育

三条市 第一・第二・第三・第四・本成寺・大島・栄・下田中学校、大崎学園 522名

加茂市 加茂・葵・七谷・若宮・須田中学校 126名

見附市 今町・西・見附・南中学校 235名

田上町 田上中学校 83名

④ 小学生の租税教室

三条市 一ノ木戸・裏館・上林・井栗・旭・西鱈田・月岡・保内・大島・須頃・嵐南・栄中央・栄北・大面・長沢・笹岡・大浦・森町・飯田小学校、大崎学園 820名

加茂市 加茂・加茂南・下条・須田・石川小学校 179名

見附市 見附・名木野・葛巻・新潟・上北谷小学校 261名

田上町 羽生田・田上小学校 83名

イ. 税に関する絵はがきコンクールの実施

税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかを小学校高学年の児童が知り、理解と関心を深められるよう税に関する絵はがきの作品を募集し、優秀作品を表彰した。

募集期間 4月9日～9月13日

募集対象 三条市・加茂市・見附市・田上町内の小学校 36校 1,383名

表彰 11月15～27日

(3) 税の広報活動

ア. 会報「三条法人会だより」を年2回発行し、会員及び関係機関に配付した。

イ. 全法連会報「ほうじん」を年4回(季刊発行)会員に配付した。

ウ. 税務団体協議会(税団協)共同機関誌「税の窓」を年2回会員に配付した。

エ. キャッシュレス納付手続や推進の共同宣言に関する内容を会報誌で案内した。

オ. 地元紙に確定申告期に合わせて税の広告を掲載した。

カ. 「e-Tax」関連等のパンフレットを会員に配付し、利用促進を図った。

キ. 税制改正に関する内容をリーフレット等にまとめ、年3回会員に配付した。

ク. ホームページに各種研修会のお知らせを掲載し、一般市民へも参加案内を行った。

(4) 研修用教材の作成・配付

税法・税務関係の研修会を法人会の中心的研修事業として、各種テキスト等を作成し、研修会の開催時等に会員及び一般市民に配付した。配付したテキスト等は、次のとおりである。

- ア. 令和6年度税制改正のあらまし
- イ. 令和6年度会社の決算・申告の実務
- ウ. 令和6年度版会社取引をめぐる税務Q&A
- エ. 令和6年度版源泉所得税実務のポイント
- オ. 令和6年分わかりやすい年末調整実務のポイント
- カ. 令和6年分会社役員のための確定申告実務ポイント
- キ. 自主点検チェックシート
- ク. 適格請求書等保存方式の実務と電子帳簿等保存制度の見直しへの実務対応
- ケ. 小学校向け租税教育用まんが「おじいさんの赤いつぼ」
- コ. 租税教育用テキスト「キミも納めてる！税金どこ行くの？タックスフントとけんたくん」
- サ. 令和7年度 速報版 税制改正のあらまし

2. 税制提言活動

(1) 税制改正に関する提言の概要

三条法人会では、4月1日に実施した「税制改正に関するアンケート調査」の実施結果を全国法人会総連合（全法連）へ提出した。

新潟県法人会連合会（県連）では、「新型コロナウイルス感染症は収束し経済活動への直接的影響は減少したが、物価高騰や労働力不足が課題となっている。地域中小企業の業績悪化が続き、さらなる支援が求められる中、財政再建や持続可能な社会保障制度の構築も急務である。また、少子化対策、女性活躍推進、デジタル化や脱炭素社会などの課題解決と中小企業の再生・活性化が不可欠であり、積極的な財政政策が必要とされている。緊縮財政や増税では解決できず、政府の手厚い支援と積極的な施策が求められる。」として、以下のとおり要望事項をまとめた。

令和7年度税制改正要望事項

第一 はじめに

新型コロナウイルス感染症はほぼ収束し、経済活動への直接的な影響はかなり減少してきましたが、エネルギー価格や原材料価格などから物価上昇がもたらされています。また、政府から消費喚起や物価高対策のため賃金引き上げの要請があり、金融政策では異次元緩和からの脱却により我が国の経済財政運営は平時に切り替わってきています。そのような経営環境の中、依然として地域の中小企業・小規模事業者ではコロナ禍の影響から立ち直れず、業況・業績が悪化しているところも少なくありません。その上、人出不足・人材不足も深刻化しています。企業の経営上の課題が山積する中、中小企業・小規模事業者への手厚い支援が求められます。

また、国債で賄ったコロナ対策費の負担への対応、防衛力の抜本強化に向けた防衛費の増額、児童手当の拡充など「異次元の少子化対策」の財源確保、団塊の世代が後期高齢者に入りはじめ医療と介護の給付費急増が見込まれているなど、超高齢化社会が急速に進展する中、財政再建と持続可能な社会保障制度の構築が大きな課題となっています。さらに、女性活躍の推進、働き方の多様化やグローバル化の進展など社会構造の変化への対応のほか、デジタル化、脱炭素社会の実現、大規模自然災害からの復興などといった課題にも対応していく必要があります。

すなわち、地域経済と雇用を担う中小企業の再起・活性化を図ることが不可欠でありさらなる大胆な改正が求められるとともに、併せて、行財政改革の検討も行う必要があります。基本的に、政府の積極的な財政出動や金融緩和等の景気対策によって、税収を伸ばすことが全国の法人会（中小企業）の原点であり何よりも必要です。緊縮財政や増税に頼っては課題は解決しません。

第二 行財政改革の徹底

令和6年度予算編成は、歳入112.6兆円のうち、税収は69.6兆円、国債の新規発行額は35.4兆円であり、公債依存度は31.5%となっています。また令和6年度末の国および地方の長期債務残高は1,315兆円となる見込みです。本年1月に内閣府が発表した「中長期の経済財政に関する試算」によれば、「成長実現ケース」における2025年度の基礎的財政収支対GDP比は、▲0.2%（▲1.1兆円）であり、基礎的財政収支が黒字化するのには2026年度となる見込みです。

政府では防衛費の増額や児童手当の拡充等が検討されており、その安定財源の確保に向けた議論がきわめて重要です。その上、コロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題であり、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務です。歳出を先行させその財源を議論せずに進めることは慎むべきです。

財政健全化に向けて、本格的な歳出・歳入の一体的改革が重要であり、歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、実効性ある計画を策定し、着実に改革を実行することが求められます。

持続的な経済成長に向けて、官民連携による計画的な重点投資を推進する中で、危機に対する必要な財政支出は躊躇なく行い、万全を期することが重要であり、経済あつての財政であり、経済をしっかり立て直し、不退転の体制で、財政健全化に向けて取り組むことが必要です。

行政改革を徹底するに当たっては、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求めます。

1. 議員定数・報酬等の歳費の削減と選挙制度改革
2. 特殊法人改革等の推進
3. 積極的な民間活力の導入
4. 特別会計の抜本的改革
5. 予算執行についてのチェック体制強化
6. 国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲
7. 国、地方公務員の能力を重視した賃金体系による人件費の抑制

第三 社会保障制度改革推進について

日本は、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えており、今はまさにそれに対処するために積極的に具体策を実行していかなければならない重要な時期にあたります。この歴史的転換期において、今後の人口動態の変化や経済社会の変容を見据えつつ、日本が目指すべき社会の姿を描くこと、そして、その実現に向けて社会保障政策が取り組むべき課題を総合的かつ明確に示すことは、極めて重要です。

持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須であります。さらに、いわゆる「年収の壁」により就労調整が行われ、中小企業が人手不足となっていることを鑑み、女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障のあり方について検討することが必要です。

社会保障のあり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要です。医療控除の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要があります。

第四 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、エネルギー、原材料価格の上昇や賃上げの要請など厳しい経営環境におかれています。更に、コロナ禍で体力を奪われ立ち直れないところも少なくなく、自然災害による被害も多発して、中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。事業の継続や新規分野への展開を支援するための税制の拡充、これまでの支援策の特例期間の延長や追加支援策を迅速に実行していくことが強く求められます。

1. 法人税率の軽減措置

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が令和7年3月までですが、引き続き本則化することを要望します。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、1,600万円程度に引き上げる必要があります。なお、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長することを求めるとともに、昭和56年以来、引き上げできない理由をお示しいただきたい。

2. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきです。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっていることから、適用期限を延長することを求めます。

3. 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、本則化すべきです。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長することを求めます。

中小企業の生産性を向上させ、稼ぐ力を向上させる取り組みを支援するために、中小企業等経営強化法の認定を受けた計画に基づく投資について、特別償却または税額控除のいずれかを認める制度について、本則化すべきです。なお、直ちに困難な場合は、令和7年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長することを求めます。

4. 賃金引上げのための優遇見直し

賃上げは人員確保のために必要な対策になっており、黒字企業のみにも有効な税優遇に限らず、中小法人全般に効果的な優遇措置が必要です。

第五 消費税制について

軽減税率の導入は、事業者の人的経済的負担が増大するとともに、単一税率と比較して膨大な税収を失い、社会保障と税の一体改革を大きく後退させています。対象品目の判定が難しく複雑化していることで、制度の廃止を求める声が根強く、軽減税率制度は見直すべきであり、弾力的な対応を求めます。単一税率における、逆進性対策として、給付付き税額控除の導入、すなわち、マイナンバー制度を利用して、消費税負担分を低所得者に還付する制度の創設がひとつの解決策となります。

また、令和5年10月に導入されたインボイス制度についても、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難いです。事業者の事務負担やコストが増加することや免税事業者が商取引から排除される恐れがあります。課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきです。さらに、免税事業者から課税事業者へ変更した場合、消費税の2割特例が令和8年9月まで適用されますが、そもそも対象は小規模事業者が多いことを鑑み、事務負担の軽減の観点から特例を本則化すべきです。

また、インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加しています。インボイス制度に伴う事務は生産性や売上、利益に貢献しない業務であり、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められます。さらに、電子帳簿保存制度を業者のソフトを使わなくても簡単に取り組める仕組みにするべきです。

第六 事業承継税制について

わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、中小企業の事業承継税制は、日本経済にとって大きな影響を及ぼすものです。

少子化が進む中で、事業継承の件数全体に占める親族外の第三者継承の割合が高ま

ってきているなか、後継者へのスムーズな資産移転ができるよう支援を強化すべきです。そのために、事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業継承税制の創設や非上場株式の評価については、取引相場がない中、評価のあり方を見直し、相続税負担軽減の観点からも株価評価を低減するよう求めます。併せて、相続税、贈与税の納税猶予制度の充実や、相続時精算課税制度など生前贈与の更なる拡充により親族間での後継者への資産移転に関しても配慮して行くことが必要です。

第七 地方税制について

1. 固定資産税評価見直し

固定資産税は、土地・建物の収益性の低下に比べ、過大な負担となっています。評価時期や負担水準など、抜本的な見直しを行うべきです。

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 事業所税について

事業所税は、固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきです。

第八 マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始していますが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難く、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要があります。

マイナンバーカードの利便性をいかに高め身近な制度にするかが重要です。その最も有効な手段の一つはマイナンバーカードの健康保険証利用といわれていますが、まず官から徹底的に利用し有効性をPRしていくべきです。また、各種行政サービスの手続きのワンストップ化、さらに、e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化もカード普及に有効です。更に利便性向上のために事業者には負担がかからない前提でスマートホンでの健康保険証としての利用可能とするなど、システム対応が望まれます。

制度の運用に当たっては、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など、制度の適切な運用が担保される措置を講じることが重要です。

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

① 役員給与は損金算入

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されていますが、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきです。

② 同族会社も業績連動給与の損金算入

より良い会社にしていくために経営者は様々な研修に参加していますが、経費として認められないのが現状です。同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきです。

(2) 無形減価償却資産

ソフトウェアは、無形減価償却資産として、5年償却となっていますが、技術革新の加速化を考慮し期間を3年に短縮すること。

- (3) 引当金
退職給与引当金は、将来確実に発生する債務であり損金算入を認めること。また、賞与引当金についても、各月に発生する未払い費用として、損金算入を認めること。
- (4) 法人税の延納
不況時における資金繰りに考慮し、法人税の延納制度を復活すること。
- (5) 申告書の提出期限
会社法上の決算事務を2カ月以内に完了することが困難の為、法人税の確定申告の提出期限を事業年度終了後、3カ月以内とすること。
- (6) 電話加入権の損金算入
電話加入権については、昨今の電話の普及状況を鑑み、非償却資産から減価償却資産に見直し、損金算入を認めること。
- (7) 耐震補強工事による特別償却
建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、特別償却または税額控除制度を設けること。

2. 所得税関係

所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきです。「所得の壁」を取りはらい、社会保険、雇用保険を全て所得に比例させることや医師に優遇される税制など業種による税負担の違いなどを見直していくことなども検討する必要があります。また、所得税の特別徴収や年末調整など企業の事務的負担が増大しており、事務負担軽減に取り組んでいただきたい。特に、令和6年度の定額減税導入時には企業で事務負担が極めて大きかったことから、単純化した制度設計を望みます。

- (1) 各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要があります。特に、人的控除については改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきです。
- (2) 土地・建物等の損益通算
土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること。
- (3) 不動産所得の負債利子の損益通算
土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっていますが、この取扱いはバブル期の措置として設けられたものであり、大きく環境が変わっていることから損益通算を復活させること。
- (4) 医療費控除
医療費控除については、昨今の実情を勘案し、最高限度額を300万円（現行200万円）に引き上げること。
また、病気の予防が医療費の削減につながることから、予防接種、人間ドック費用も控除対象医療費として認めるべきです。
- (5) 源泉納付
源泉所得税の1月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休二日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日（現行1月10日）とすること。
- (6) N I S A口座複数金融機関での開設
金融機関毎でN I S A対応商品が異なることから、幅広い商品選択のニーズに対応するため、マイナンバーカードで限度額管理の上、複数金融機関での口座開設を可能とする。

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 少子化に伴う法定相続人の数は減少傾向、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が増加していることから、基礎控除のあり方を見直し、最低でも10年前の引き下げ前の（5,000万円+1,000万円×法定相続人数）水準にまで戻すこと。また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要です。

- (2) 経済の活性化や子育て世代への資産の移転に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げること。
- (3) 親族外への事業承継に対する措置の充実
- (4) 贈与税の配偶者控除の引き上げ
昭和63年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を2,000万円から3,000万円に引き上げること。直ちに引き上げできない場合は、社会情勢が変化しているにも関わらず見直しされない理由をお示しいただきたい。
- (5) 保険金・死亡退職金の非課税限度額引上げ
法定相続人1人500万円を1,000万円に引き上げること。直ちに引き上げできない場合は、社会情勢が変化しているにも関わらず昭和63年度の改正以降見直しされない理由をお示しいただきたい。
- (6) 課税財産の見直し
相続開始後に発生する相続に伴う費用（遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等）は、相続税の課税財産から控除すること。

4. 消費税関係

- (1) 消費税の確定申告書の提出期限
消費税の確定申告書の提出期限は、法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3カ月以内（現行2カ月以内）とする。
- (2) 消費税の届出書の提出期限
消費税の各種届出書の提出は、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限（現行は課税期間の開始日の前日）まで延長する。

5. 印紙税関係

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、紙に対して課税される印紙税は意味がなくなってきており、廃止するべきである。

(2) 要望実現のための提言活動の展開

全法連、各県連及び単位会とも要望実現のための提言活動を展開した。

三条法人会としては、会長、要望活動市の地区会長、税制委員長及び事務局長が三条市長、加茂市長、見附市長、三条市議会議長、加茂市議会議長及び見附市議会議長に対し、提言の趣旨を伝え、提言書を提出した。さらに、管内選出の国会議員に対しても現状を説明し、提言書を提出した。

令和6年11月25日・12月3日

(3) 法人会の税制改正要望の主な実現事項（全法連）

法人会が要望した項目のうち改正が行われた箇所は、以下のとおりである。

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除が創設されました。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等が引き上げられました。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制が拡充されました。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等が行われました（令和7年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和7年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等、法人

会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。また、中小法人に適用される軽減税率まで引き上げることはないよう配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小法人に適用される軽減税率の特例15%について、次の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 <ul style="list-style-type: none"> イ 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%に引き上げられました。 ロ 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されました。

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業投資促進税制について、「みなし大企業」の判定における大規模法人の範囲が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業経営強化税制 <ul style="list-style-type: none"> 特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることを見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの）が追加されたほか、所要の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 ・先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例 <ul style="list-style-type: none"> 雇用者給与等支給額の引き上げ方針を先端設備等導入計画に位置付け、従業員に表明した場合、対象資産の課税標準が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

4. 企業版ふるさと納税の適用期限延長

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に創設された企業版ふるさと納税については、地方創生にも資する制度であり、寄付件数等も年々増加していること等を踏まえ、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限が3年間延長されました。

[事業承継税制]

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限（令和9年12月末日）は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、「贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であること」に見直されました。

[その他]

「年収の壁」への対応策

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上がり、58万円となりました（年収200万円以下は37万円上乗せ）。なお、2年間に限り、年収に応じて基礎控除に上乗せする措置が講じられます（上乗せ額は①年収200万円超475万円以下は30万円②475万円超665万円以下は10万円③665万円超850万円以下は5万円）。 給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上がり、65万円となりました。

(4) 全法連・令和7年税制セミナーへの参加

開催日	令和7年2月5日
場所	ハイアットリージェンシー東京（ライブ配信により受講）
内容	第1講座 「令和7年度税制改正について」 講師 財務省大臣官房審議官 田原 芳幸 氏 第2講座 「今後の税・社会保障のあり方について」 講師 公益財団法人 東京財団政策研究所 研究主幹 森信 茂樹 氏
参加者	三条法人会 4名

3. 地域の経済社会環境の整備・改善を図るための事業

(1) 令和6年度の経営支援に関する研修会の実施状況

令和6年度の研修会開催状況は、以下のとおりである。

項目別研修会開催状況

テーマ	参加人数	実施回数	講師
健康と経営 (R6. 5. 28)	26名	1回	スポーツクラブNAS新潟 支配人 常本 将之 氏
未来の年表 ～人口減少三条地域で起きること～ (R6. 6. 13)	86名	1回	人口減少対策総合研究所理事長/作家/ ジャーナリスト 河合 雅司 氏
いつまでも若く、美しく、健康でいる ための背骨の話 (R6. 12. 10)	18名	1回	着物de骨格メンテナンス睡蓮 代表 五十嵐 佐知子 氏
日本の企業戦略 ～経営とモノづくりの現場から～ (R7. 2. 4)	70名	1回	早稲田大学大学院経済管理研究所 教授 長内 厚 氏
健康の秘訣～日本歌曲やポップスから ロックまで～ (R7. 2. 12)	40名	1回	アマチュア声楽家/MARSII 代表 成田 秀雄 氏
日商3級簿記講座 (R6. 8. 27～10. 31)	241名	17回	アトラス税理士法人 代表税理士 松崎 孝史 氏
基礎から学べる「日商簿記3級」講座 (R6. 9. 24～11. 14)	104名	15回	税理士法人山口会計パートナーズ 社員税理士 西丸 保幸 氏
合計	585名	37回	

(2) 研修用教材の配布

経営セミナーに関する教材や資料は経営情報の周知には必要であり、各種テキスト等を作成し、研修会の開催時等に参加者に配付した。配付したテキスト等は、以下のとおりである。

- ・日商簿記3級問題集
- ・検定簿記ワークブック3級

(3) 社会貢献活動

ア. タオルの寄贈

セミナー等の際に女性部会員や参加者が持参した未使用タオルや三条桜優会から寄贈品として預かったもの800枚を令和6年12月10日に三条市社会福祉協議会へ寄贈した。地域社会貢献活動の一環として毎年度継続実施している。

イ. 節電いちごプロジェクトの実施

全会員に節電啓発パンフレットを配付した。また、夏祭り等の機会をとらえて各地区会で節電うちわを配布し、節電の啓発に努めた。

Ⅲ 共益関係

1. 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業

(1) 組織の強化・充実

当会の会員数は、会員企業の解散や廃業等により減少傾向にある。会員増強については、令和4年度に定めた12月から2月まで会員増強運動特別月間を令和5年度から通年運動に拡大して、役員一人一人が獲得運動を推進し、一人1社以上の獲得を目標として運動を行っている。

また、例年どおり提携保険会社3社並びに税理士会三条支部、青年部会、女性部会及び各地区会にも協力を要請した。

ア. 新設法人データを活用した。

イ. 各種研修会の会場で法人会のPRを行い、加入促進に努めた。

(2) 会員移動状況

期首会員数	期中移動		期末会員数
	入会	退会	
1,548	17	48	1,517

※所管法人数3,365(令和6年6月末現在)、加入率45.1%

(3) 広報活動の充実

「新会員のご紹介」と「提携保険会社への加入のご紹介」のチラシを全会員に配付した。また、「税に強い経営者が次世代を支える！」とするキャッチフレーズを掲げたポスターを法人会各種行事の会場に貼り出し入会促進のためのPRを行った。

(4) 部会等事業の充実

ア. 青年部会活動

当部会の「租税教育活動」として、税団協による小学校への租税教室の講師を持ち回りで務めるとともに、管内の高校生を対象にした租税教室を共催し、租税教育の推進に協力した。

県内外の青年部会との合同視察研修を実施し、現状における情報の交換や交流を深めた。

事業名等	開催数等	出席者数
定時総会の開催 (R6. 5. 28)	1	26
研修会・講演会の開催 (R6. 5. 9、28、7. 4、R7. 2. 13)	4	58
会議等の開催 (R6. 5. 9、6. 26、8. 6、12. 16、R7. 1. 16、2. 10、2. 26、3. 25)	8	52
その他会議等のへ参加 (R6. 9. 13、10. 24、11. 8、他9回)	12	28

イ. 女性部会活動

税に関する絵はがきコンクールの開催や社会貢献活動の一環として、節電啓発や食品ロスの削減に関するチラシの配布、研修会等において収集した未使用タオルの福祉施設への寄贈を行った。

部会員を対象にした税務署長による「やさしい税金」等を開催し、税に関する理解を深めた。

事業名等	開催数等	出席者数
定時総会の開催 (R6. 5. 21)	1	29
研修会・講演会の開催 (R6. 5. 17、21、12. 10、R7. 2. 13)	4	73
会議等の開催 (R6. 5. 17、7. 30、8. 27、9. 25、10. 2、R7. 1. 17、2. 17、2. 26)	8	49
その他会議等への参加 (R6. 4. 18、7. 19、9. 27)	3	15

ウ. 各地区会活動 (5地区会)

税務署との共催による決算期別説明会の開催や簿記講座の開催、講演会の開催など、地区の実情に応じた活動を展開した。

事業名等	開催数等	出席者数
定時総会の開催 (R6. 5. 16)	1	38
研修会・講演会の開催 (R6. 5. 8、8. 27~10. 31、9. 24~11. 14、12. 4ほか)	46	547
会議等の開催 (R6. 5. 16、10. 8、3. 18)	3	22

エ. 会員数等

部会等	期首会員数	入会	退会	増減	期末会員数
青年部会	88	2	4	△2	86
女性部会	57	0	0	0	57
三条地区会	891	12	25	△13	878
加茂地区会	224	1	11	△10	214
見附地区会	222	1	7	△6	216
田上地区会	76	1	2	△1	75
栄下田地区会(栄)	76	2	2	0	76
栄下田地区会(下田)	59	0	1	△1	58

(5) 福利厚生事業

全法連の福利厚生制度は、会員及び法人会の両者にとって大きなメリットをもたらし、特に法人会の財政基盤の安定化につながることから、会員増強及び契約数の拡大に関して役員、厚生委員が中心となって活動を展開した。

ア. 法人会福利厚生制度推進連絡協議会の開催

法人会の役員と協力保険会社との連携を深めるため、法人会福利厚生制度推進連絡協議会を開催した。(令和6年12月11日)

イ. 協力保険会社と連携し、役員の保険加入の推進に努めた。

令和7年3月末現在	経営者大型保障制度	ビジネスガード	がん保険制度
会員加入率	25.9%	14.7%	16.7%
加入企業数	393社	223社	253社

(6) 会員支援事業

会員企業において顕著な功績のあった優良経理担当者を税務団体協議会合同納税表彰式で表彰した。

ア. 表彰要件 被表彰者は、当会会員事業所に勤務する者のうち、次のいずれかに該当し、当事業所の申告納税が良好の成績を納めているもの。

- ・現在、経理関係の事務に携わっており、令和6年4月1日現在で経理事務の経験年数が男子10年以上、女子5年以上の者
- ・現在（または過去の相当期間）経理部門を主に担当し、指導的立場にあつて功労顕著につき社長が特に推薦する者

イ. 被表彰者 7社 9名

ウ. 表彰日 令和6年11月15日

優良経理担当者表彰の主旨

企業経営にとって、経理と税務は、極めて大きなウェートを占め、全ての原点であることはいまでもありません。経理担当者は日常地味ですが、企業にとっては最も中枢的な部門を担当していることから、その資質の良否が企業の伸長に大きく影響します。

このことから、功労顕著な者を表彰し、その労苦に報い、今後とも企業の発展に努力されるよう大いに期待するものです。

(7) 会員交流事業

ア. 第24回三条法人会親善ゴルフ大会

会員の活発な交流と親睦を深めるため、親善ゴルフ大会を開催した。

開催日 令和6年6月20日

場所 下田城カントリー倶楽部、ジオ・ワールド ビップ

参加者数 94名

イ. 新春講演会並びに賀詞交歓会

会員の活発な交流と親睦を深めるため、新春講演会並びに賀詞交歓会を開催した。

開催日 令和7年2月4日
場所 ジオ・ワールド ビップ
テーマ 日本の企業戦略～経営とモノづくりの現場から～
参加者数 70名

IV 管理関係

1. 事務運営体制の確立

公益法人制度改革を踏まえ、諸規程の整備を図るとともに、法令に基づく適正な情報開示に努めた。ホームページや会報誌を充実し、情報の発信や会活動のPRを行った。

2. 諸会議等の開催状況

(1) 通常総会

開催日 令和6年6月13日
場所 饑心亭おゝ乃
出席者数 871社（委任状を含む。）
決議事項
第1号議案 令和5年度決算報告承認の件
第2号議案 役員の一部改選の件
第3号議案 その他
報告事項
① 理事会承認事項
令和5年度事業報告
令和6年度事業計画
令和6年度収支予算
② その他

(2) 理事会

第1回理事会

開催日 令和6年5月8日
場所 三条ロイヤルホテル
出席者数 33名
決議事項
第1号議案 令和5年度事業報告承認の件
第2号議案 令和5年度決算報告承認の件
第3号議案 第13回通常総会提出議案に関する件
第4号議案 その他
報告事項
① 会員数の状況について
② 今後の事業予定について
③ その他

第2回理事会

開催日 令和6年12月11日
場所 二洲楼
出席者数 30名
決議事項
第1号議案 地区会事務委託について
第2号議案 会員増強策の推進及び令和6年度会員数の状況について
第3号議案 その他

報告事項

- ① 令和7年度税制改正に関する提言について
- ② 新潟県下一斉キャッシュレス納付推進プロジェクトの立上げについて
- ③ 合同納税表彰における三条法人会関係の表彰等について
- ④ 事業経過報告について
- ⑤ 令和6年度後期の会議・事業予定について
- ⑥ 令和6年度新春講演会・賀詞交歓会について
- ⑦ その他

第3回理事会

開催日 令和7年3月21日

場所 餞心亭おゝ乃

出席者数 23名

決議事項

- 第1号議案 任期満了に伴う役員改選について
- 第2号議案 公益社団法人三条法人会 委員会規則の一部改正について
- 第3号議案 公益社団法人三条法人会 役員等の選任及び退任に関する規程の一部改正について
- 第4号議案 令和7年度の事業計画(案)及び収支予算(案)について
- 第5号議案 令和7年度の第1回理事会及び第14回通常総会の開催について
- 第6号議案 その他

報告事項

- ① 令和7年度全法連・県連功労者表彰候補者の推薦等について
- ② 令和6年度予算執行状況について
- ③ 会員数の状況について
- ④ その他

(3) 正副会長会議

第1回正副会長会議

開催日 令和6年12月11日

場所 二洲楼

協議事項

- 第1号議案 地区会事務委託について
- 第2号議案 会員増強策の推進及び令和6年度会員数の状況について
- 第3号議案 理事会の開催について
- 第4号議案 その他

報告事項

- ① 令和7年度税制改正に関する提言について
- ② 新潟県下一斉キャッシュレス納付推進プロジェクトの立上げについて
- ③ 合同納税表彰における三条法人会関係の表彰等について
- ④ 事業経過報告について
- ⑤ 令和6年度後期の会議・事業予定について
- ⑥ 令和6年度新春講演会・賀詞交歓会について
- ⑦ その他

第2回正副会長会議

開催日 令和7年3月11日

場所 三条ロイヤルホテル

協議事項

- 第1号議案 任期満了に伴う役員改選について
- 第2号議案 公益社団法人三条法人会 委員会規則の一部改正について
- 第3号議案 公益社団法人三条法人会 役員等の選任及び退任に関する規程の一部改正について
- 第4号議案 令和7年度の事業計画(案)及び収支予算(案)について
- 第5号議案 令和7年度の第1回理事会及び第14回通常総会の開催について

第6号議案 その他

報告事項

- ① 令和7年度全法連・県連功労者表彰候補者の推薦等について
- ② 令和6年度予算執行状況について
- ③ 会員数の状況について
- ④ その他

(4) 監事会

開催日 令和6年4月24日
場 所 三条商工会議所会館
内 容

- ① 令和5年度事業会計監査について
- ② その他

(5) 三条法人会親善ゴルフ大会実行委員会

第1回実行委員会

開催日 令和7年1月22日
場 所 三条ロイヤルホテル

協議事項

- ① 第24回大会の実績報告について
- ② 第25回大会の開催について

第2回実行委員会

開催日 令和7年3月12日
会議方法 書面協議

協議事項

- ① 競技方法に関する件について
- ② 表彰に関する件について
- ③ その他

(6) 総務広報委員会

第1回委員会

開催日 令和6年7月24日
場 所 三条ロイヤルホテル

協議事項

- ① 三条法人会だより第51号発行の実績報告について
- ② 三条法人会だより第52号編集計画の検討と原稿依頼について
- ③ その他

第2回委員会

開催日 令和6年11月6日
場 所 三条ロイヤルホテル

協議事項

- ① 三条法人会だより第52号発行の実績報告について
- ② 三条法人会だより第53号編集計画の検討と原稿依頼について
- ③ その他

(7) 厚生委員会

開催日 令和6年7月9日
場 所 越前屋ホテル

協議事項

- ① 福利厚生制度の推進について
- ② その他

(8) 福利厚生制度推進会議

開催日 令和6年12月11日

場所 二洲楼

協議事項

- ① 福利厚生制度の推進について

(9) その他関係会議等参加

開催日	会議名	場所等	出席者
6. 5. 15	県連総務委員会	にいがた法人会館	1
5. 22	県連理事会	ホテルイタリア軒	3
6. 10	県連・新潟法人会合同税制委員会	にいがた法人会館	1
6. 12	県連通常総会	ホテルイタリア軒	10
6. 19	税務団体協議会(税団協) 正副会長会議	三条商工会議所会館	3
6. 19	税団協「税の窓」広報委員会	三条商工会議所会館	1
6. 28	県連組織・厚生合同委員会	新潟東映ホテル	2
7. 12	全法連広報委員会(Web参加)	全法連会館	1
8. 2	税団協定時総会(書面協議)		8
8. 27	局連令和6年度通常役員総会	さいたまザ・マーク・グランド・ホテル	1
9. 26	県連理事会及び福利厚生連絡協議会	ホテルイタリア軒	3
10. 10	県連事務局会議並びに研修会	万代シルバーホテル	2
10. 31	キャッシュレス納付推進プロジェクト会議	だいしほくえつホール	1
12. 18	税団協「税の窓」広報委員会	三条商工会議所会館	1
12. 20	県連事務局長会議	新潟グランドホテル	1
7. 1. 30	県連総務委員会	にいがた法人会館	1
2. 6	県連国税局幹部との協議会・理事会	ANAクラウンプラザホテル新潟	2
2. 12	全法連広報委員会(Web参加)	全法連会館	1
3. 7	全法連事務局セミナー(Web参加)	ハイアットリージェンシー東京	2

(10) その他行事参加

開催日	会議名	場所等	出席者
6. 10. 3	法人会全国大会(鹿児島大会)	城山ホテル鹿児島	1
11. 8	令和6年度旭日章叙勲伝達式	三田共用会議所	1
11. 15	三条税務署管内税団協合同納税表彰式	ジオ・ワールド ビップ	8
11. 20	税を考える週間 記念講演会	クロスパルにいがた	2
12. 2	局連管内事務局担当者研修会(Web参加)	オンライン配信	2
12. 5	県連年末特別講演会	ANAクラウンプラザホテル新潟	21
7. 1. 22	全法連賀詞交歓会	帝国ホテル	1
3. 1	県連地域社会貢献 特別講演会	ANAクラウンプラザホテル新潟	7

(11) 青年部会関係

令和6年	4月 3日	県連正副部会長会議
	5月 9日	監事会・役員会
	5月28日	定時総会・講演会
	6月 5日	県連正副部会長会議
	6月26日	正副部会長会議
	7月 1日	県連正副部会長会議
	7月 4日	三条・新津・燕西蒲法人会合同視察研修会（燕西蒲）
	8月 6日	役員会
	8月 7日	県連正副部会長会議
	8月 7日	ジェネリック使用の啓発
	9月 4日	県連正副部会長会議
	9月13日	局連合同セミナー（新潟）
	10月 2日	税に関する絵はがきコンクール審査会
	10月24日	県連合同セミナー（十日町）
	11月 7日	全法連全国青年の集い（福井）
	12月 4日	県連正副部会長会議
	12月16日	正副部会長監事会議
令和7年	1月16日	正副部会長会議
	2月10日	正副部会長監事会議
	2月13日	青年部会・女性部会合同新春懇談会
	2月26日	役員会
	3月14日	県連正副部会長会議
	3月25日	正副部会長会議

(12) 女性部会関係

令和6年	4月18日	全国女性フォーラム広島大会
	5月17日	監事会・役員会
	5月21日	定時総会・施設見学会（榑皆川製作所）
	7月19日	県連正副部会長会議
	7月22日	節電いちごプロジェクト（節電の啓発）
	7月30日	役員会
	8月27日	役員会
	9月25日	協議会
	9月27日	県連合同セミナー（高田）
	10月 2日	税に関する絵はがきコンクール審査会
	11月15日	税団協合同納税表彰式
	12月10日	セミナー&やさしい税金教室
	12月10日	タオルの寄贈（三条市社会福祉協議会）
	12月24日	節電いちごプロジェクト（節電の啓発）
令和7年	1月17日	役員会
	2月13日	青年部会・女性部会合同新春懇談会
	2月17日	役員会
	2月26日	正副部会長会議（書面協議）

(13) 地区会関係

令和6年	5月 8日	加茂地区会 役員会・事業報告会
	5月16日	三条地区会 役員会・定時総会
	10月 8日	見附地区会 正副会長会議
	12月 4日	見附地区会 講演会
令和7年	3月18日	三条地区会 正副会長会議

3. 功勞者表彰者・叙勲者（敬称略）

旭日双光章叙勲

野崎正明 三条法人会 会長

三条税務署長表彰

澗岡茂 三条法人会 常任理事

松永シゲミ 三条法人会 元常任理事

公益財団法人全国法人会総連合表彰

刈屋哲 三条法人会 副会長

土田正樹 三条法人会 監事

一般社団法人新潟県法人会連合会表彰

長澤敬一 三条法人会 副会長

星野和孝 三条法人会 監事